

6月1日(金)から申請受付

在宅の子育て家庭に

クーポン券!

ふだん、おうちで子育てを頑張っているご家庭へクーポン券をプレゼントします。クーポン券は、対象となるお子さん1人につき1セット(16枚つづり)。左の5つのプランの中から、好きなサービスにご利用ください。

問い合わせ 子ども育成課 ☎(866)2094



迷っちゃうね…

5つの中から
選んでちゅよ

1 わんぱくキッズのおでかけプラン

クーポン券4枚⇨親子2人

親子一緒に貸切バスで出かける日帰り遠足です。4つのNPO法人(※)との協働により、小学校区ごとに楽しい企画を実施します。



※「あじ」

「子育て・高齢者介護サポートはっけの会」
「子育て応援see」
「あきたNPOセンター」

2 在宅ママ・パパのゆっくりプラン

クーポン券1枚⇨
一時預かり利用料の500円相当

一時預かりサービスの利用プランです。理由は特に必要ありませんので、お買い物やリフレッシュなどにもご利用ください。施設ごとに受入枠がありますので、事前に各施設へご予約ください。



3 なかよし親子でおでかけプラン

クーポン券1枚⇨400円

大森山動物園やクアドームザ・ブーンなどの入場料に使えます。

大森山動物園
大人700円、中学生以下無料
ザ・ブーン
大人500円、中学・高校生400円、3歳〜小学生300円、3歳未満無料



申請窓口

6月1日(金)から受付開始

所得制限はありません

対象▼平成24年4月1日以前生まれで、保育所(園)や幼稚園に入所(園)していない、就学前のお子さんがある世帯です。所得制限はありません

印鑑と健康保険証(住所とお子さんの生年月日を確認します)を持って、左記の窓口申請してください。クーポン券は申請時にお渡しします

- 子ども育成課(市役所3階)
- 子ども未来センター(アルヴェ5階)
- 北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター
- 公立保育所(13か所)

プランの詳細はリーフレットで確認してね



各プランの日程・コース、利用できる施設・写真館・書店など、詳しくはクーポン券と一緒にお渡しするリーフレットでご確認ください。



「児童手当」は 6月分から 所得制限を適用

問 子ども総務課 ☎(866)2072

4月から「子ども手当」が「児童手当」に変わりました。今年の3月31日現在で子ども手当の受給資格があったかたは、自動的に4月からの児童手当の受給者になりますので改めて手続きは不要です。

「児童手当」の支給対象

中学3年生(15歳到達後の最初の年度末まで)までのお子さんを養育しているかたに支給されます。

6月に現況届の提出が必要です

児童手当を受けているかたは、6月に“現況届”を提出していただきます。これは、児童手当を6月以降も受ける資格があるか確認するもので、提出しないと手当を受けられません。届出用紙は6月上旬に郵送します。

6月分から所得制限を適用します

6月分(支払いは10月)から所得制限を適用します。収入が下表の所得制限限度額を超える場合、年齢に関わらず支給額は一律月5,000円になります。

- ※4・5月分(支払いは6月)は所得制限は適用されません。
- ※出生順位は、18歳到達後最初の3月31日までの児童の中で第1子、第2子…と数えます。例えば、19歳、16歳、11歳の子がいる場合、11歳の子が第2子となります。なお、児童養護施設に入所している児童などは含めません。

◆支給月額

- 0歳～3歳未満(一律)▶15,000円
- 3歳～小学校修了前(第1子・2子)▶10,000円
- 3歳～小学校修了前(第3子以降)▶15,000円
- 中学生(一律)▶10,000円

◆所得制限を超えた場合の支給月額

- 0歳～中学3年生(一律)▶5,000円

6月から適用される所得制限

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万1千円
5人	812万円	1042万1千円



※養育している父母などのうち、所得の高いかたが対象です。世帯の合計した所得ではありません。

記念撮影にごしそ



4 はいポーズ!

クーポン券1枚▶400円

写真館などで、家族やお子さんの写真の撮影料に使えます。ご家族の思い出づくりにご利用ください。



5 親子の絵本プラン

クーポン券1枚▶250円

市立図書館がおすすめる絵本(全40冊)の中から、お好きな本と引き換えることができます。取り扱い書店、1歳6か月児健診の会場(ごしそ)書店や健診会場でクーポン券の交付を行います。



楽しい絵本が40冊!

昨年10月現在で受給資格があったのに子ども手当の申請がまだのかた▶9月28日(金)までに手続きすると、さかのぼって受給できる場合があります。

出生、転入、施設退所などで受給資格が生じた場合▶申請手続きが必要です。申請月の翌月分から支給を開始しますので、忘れずに申請してください。

各市立図書館、子ども未来センター、取り扱い書店では、「親子の絵本プラン」で引き換えできる絵本を展示しています。絵本は市立図書館のホームページでも検索できます。 <http://www.lib.city.akita.akita.jp/>